

平成23年3月14日

社団法人 日本医師会 御中

環境省総合環境政策局環境保健部企画課

保健業務室

特殊疾病対策室

石綿健康被害対策室

東北地方太平洋沖地震被災地における「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療等の取扱いについて

(依頼)

環境保健行政につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

この度の東北地方太平洋沖地震に伴う災害発生により被災者が多数発生しており、公害健康被害補償制度、水俣病総合対策費補助金交付要綱等及び石綿健康被害救済制度についても、被災した認定患者等の負担の軽減を図る上で、最大限の努力をする必要があると考えております。

これらの制度に基づく認定患者等は、被災により、公害医療手帳、水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳、保健手帳、水俣病患者手帳、水俣病認定申請者医療手帳、水俣病要観察者等医療手帳及びメチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療手帳、石綿健康被害医療手帳を紛失あるいは家屋に残したまま避難しているため、医療機関等に提示できない場合等も考えられます。つきましては、そのような場合においても、当面の間、①各制度の対象者であることの申出、②氏名、③生年月日、④住所、⑤認定を行った自治体名又は機関名を確認することにより、公害認定疾病、水俣病や水俣病にも見られる四肢末梢優位の感覚障害又は神経症状等、石綿救済法指定疾病に係る受診、療養の給付等が行われることとしたいと思います。

環境省より、この取扱いにつき、それぞれの制度に係る関係自治体や独立行政法人環境再生保全機構に連絡しているところではありますが、貴職におかれましても関係县市町村の医師会及び会員への周知を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。